

災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針

【概要版】

※本資料では民生委員・児童委員
を民生委員と表記しています。

1. 指針作成の経緯

- 全民児連では、平成 19(2007)年の民生委員制度創設 90 周年に際して、「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、運動期間終了後も、この運動の主旨である平常時からの体制整備を呼びかけてきました。
- この運動により、各地の民児協において災害時要援護者台帳や災害福祉マップが作られるなど、その後の災害対応でその成果が発揮されました。しかし、東日本大震災においては、多くの委員が被災し、委員の安全確保、災害時の委員の役割、避難生活の長期化のなかでの委員に対する支援等の課題が明らかになりました。
- そこで、全民児連では、災害時の委員活動の具体的な考え方や留意点を整理し、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を取りまとめました(平成 25(2013)年 4 月)。その後、改正災害対策基本法(同年 6 月)で、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員が挙げられたことを受け、第 2 版を発行しました(同年 11 月)。
- 第 2 版から 5 年が経過し、東日本大震災被災地では復興に向かうなかで新たな課題が明らかになっていること、各地で災害が相次ぎ、災害時の委員活動のあり方を改めて整理する必要があること、避難行動要支援者名簿の作成がほぼ全ての市町村で完了するなか、名簿の共有方法や活用方法が課題になっていることなどから、この度、第 3 版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成しました。

2. 指針の名称の変更

- 今回、指針の名称を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」に変更しました。
- その理由は、「民生委員も地域住民のひとりであり、自らの安全が最優先であること」、「災害時要援護者の支援は民生委員だけが担うのではなく地域ぐるみの取り組みが必要であること」、「災害時に円滑な対応を行うためには平常時の取り組みが重要であること」を、指針の名称から、民生委員のみならず、行政等の関係者にも伝えていくという主旨に基づくものです。

3. 被災地から明らかになった課題

- 東日本大震災以後の災害被災地でも共通していたのは、大規模災害時は委員同士の安否確認も難しくなること、災害時に民生委員ができる支援活動は限定的であるということでした。
- 民生委員は災害対応の専門家ではなく、その地域で生活する住民のひとりであることから、多くの役割を担えるものではありませんし、担うべきでもありません。

事 務 連 絡
令和3年8月16日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年8月11日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は被害を受けるおそれがあることから、8月12日以降一部地域において災害救助法が適用され、その適用地域が拡大しているとともに、気象庁からは、引き続き土砂災害・河川の増水や氾濫に厳重に警戒するよう注意喚起が行われております。

大雨等の災害により自治体から避難情報（警戒レベル）が発令されている地域においては、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願いいたします。

【担当者連絡先】

厚生労働省社会援護局地域福祉課 増田
代表電話：03-5253-1111（内線：2857）

全社民発第 157 号
令和 3 年 8 月 16 日

都道府県・指定都市 民生委員児童委員協議会 会長 様

全国民生委員児童委員連合会
会 長 得 能 金 市
(公印略)

大雨のなかでの民生委員・児童委員活動について

日頃より本会事業の推進につきましては、ご高配賜り厚く感謝申し上げます。

さて、さる 8 月 11 日から全国各地において記録的な大雨となり、被害が発生しています。そうしたなか、被災地においては活動中の民生委員・児童委員がお亡くなりになられたとの報道があります。この度の大雨災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

大雨をもたらした前線はなお数日間停滞するため、引き続き厳重な警戒が必要です。こうしたなか、厚生労働省社会・援護局地域福祉課は、本日（令和 3 年 8 月 16 日）付で別添の事務連絡「令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害に対する民生委員活動について」を都道府県・指定都市・中核市に発出しました。

全民児連では、平成 31 年 3 月に「災害に備える民生委員・児童委員活動の指針」を公表し、各民児協での平時からの災害への備えを推進しているところですが、なにより大切であるのは民生委員・児童委員自身の安全の確保です。

つきましては、今後の大雨に備え、各単位民児協では可能な限り委員間で事前に連絡をとりあうとともに、「発災時には、委員ご自身やご家族の安全を優先し、率先避難を行なうこと」、また「被災後の避難所等での被災者の支援活動についても、行政や関係機関と情報共有や連携を図り、コロナ禍への対応も配慮し、くれぐれも無理のない活動を行うこと」をあらためてご確認いただきますよう、市区町村民児協に周知いただくとともに、都道府県・指定都市行政とも必要な情報共有等をお願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

全国民生委員児童委員連合会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 民生部 内

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

E-mail : z-minsei@shakyo.or.jp